

第3回自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会議事要旨

日時：平成16年6月8日（火）10：00～12：10

場所：経済産業省第三特別会議室

出席者：野本委員（鈴木課長補佐）を除く全員出席

（1）自動回転ドアのメリットについて

事務局の説明については了解。自動回転ドアの設置によるメリットが確認できることから、自動回転ドアの使用を停止するという対策をとるのではなく、どのようにしたらメリットを生かしながら安全に使用することが出来るかという検討を行うべき。このメリットの分析はその基礎となる判断資料である。

（2）自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン（案）について

< 1．総則について >

ガイドラインは公的な規格等とはペアで存在するべきものであり、1.1.2（適用）の注の規定は、本ガイドラインは今後の技術的な検討の進展とともに適宜見直していくという趣旨の規定に修正すべき。

1.3.1（安全性の目標）の「利用者が日常的に通行する基本的な施設であり」の部分は過剰な表現であり、削除すべき。

1.3.3（フェールセーフの考え方）の「フェールセーフ」という用語は本来の語義と異なるので、多重安全装置（fault tolerance）に修正すべき。

< 2．建築設計者・設置者による対策について >

飛び込みがあり得るという前提で3段階の対策を講じるべき。まず、設計で衝撃を抑える、設計だけで抑えられなければ、次に非接触又は接触センサー、さらに飛び込み自体のチャンスを減らすため防御柵の設置などの対策を実施するという考え方で対策を講じるべき。

現在、自動回転ドアについては、ハートビル法において、床面積2000平方メートル以上の特別特定建築物の審査要件である利用円滑化経路として認められていないものではない。2.2（他の形式のドアの併設）はこれが矛盾して来る可能性があり、関係を整理する必要がある。注には、具体的措置について設計者等が判断に困らないように具体的な記述を行うべき。

< 3 . 製造・供給、施工者による対策について >

3.1.1 (非常停止ボタン) について、非常停止ボタンの位置をどうするのかが問題。ハートビル法上の利用円滑化経路として認められるかどうかの判断にも影響する。

3.2 (挟まれ対策) の注のうち、センサーの想定する十分な高さについては、最低限歩行が可能な高さなど、利用者が納得できるものとすべきである。

3.2.2 (危険領域への侵入の抑止) について、子供のことを考えるとあった方が良くと思うが、六本木ヒルズでもガードが付けられていたということも勘案すると、折衷案として、防御柵等の設置が望ましく、設置するには新たな危険が生じないようにするというような記述が適切なのではないか。案の2では書きぶりが消極的であることから十分ではなく、義務化も困難ではないかと思う。その上で、できれば防御柵による対策のいくつか例示を示したらどうか。

3.2.2 (危険領域への侵入の抑止) について、既存の自動回転ドアに防御柵等を追加することについては、防御柵等によって新しいリスクが発生する可能性があることから、防御柵等の設置については義務的な設置を求めのではなく、設置が望ましいという位置付けが適切。

3.2.2 (危険領域への侵入の抑止) について、可能な限り防御柵等を設置することが必要。原則設置とした上で、代替的な措置が取れる場合には防御柵等の設置しなくてもよいという取扱にすべき。

危ない機械を設置する場合は、リスクアセスメントを行うのが世界の流れ。リスク評価をしてリスクが下がるのであれば、原則として設置すべき。

3.3.3 (円滑なドア内の歩行、退出の誘導) について、ガイドラインにおいて回転速度等の数値を盛り込むことはよい。

3.3.3 (円滑なドア内の歩行、退出の誘導) について、歩行が困難な高齢者については、そもそも円滑に自動回転ドア内を歩行し退出すること自体が困難。

< 4 . 管理者による安全対策について >

4. (建築物の管理者における安全対策) の項目のうち、「安全対策」という文言は他の項目にあわせて「対策」と修正することが適切。

4.1(要員の配置) について、混雑時をどう解釈するかがはっきりしない。

医療施設、商業施設、オフィスビル等用途、利用者などによって異なることとなる。

4.2（管理マニュアル等）に記述のある管理マニュアルについては、イメージが湧きにくいいため、何らかのモデルを示してもらいたい。

4.2.2.（管理マニュアル等）について、製造者などと十分な協議等を行った上でないと調整・改変を行うべきではないという旨の規定を追加すべき。

4.4（事故・故障等の対応、連絡、記録）について、管理者から特定行政庁に報告がされた後に、その情報をどのように取り扱うかについて規定すべき。

4.5（利用者に対する情報提供等）について、利用者に対する情報提供のみを規定するのではなく、情報提供を踏まえた利用者の意識、幼児は手を繋ぐ等の対策についても記述ができないか。

<その他>

情報の管理について、利用者への提供にあわせて、利用者からの情報提供についても記述すべき。

事故情報の取扱については、本ガイドラインが自動回転ドアのガイドラインであることも踏まえると、事故情報一般の取扱から突出した対策を詳細に記述するというのは適切ではない。

利用者の意識の向上が事故防止に効果的なことから、安全教育についての記述が必要。シャッター、エスカレーター等他の設備の安全教育等も含んで総合的に安全教育を実施する中に位置付けるべき。

平日出勤時間のオフィスビルと休日の安全な回転速度が異なるように、状況、利用者、用途等によって対策は異なる。

（3）当面取り組むべき対策と引き続き検討すべき課題（案）について

事故情報や情報提供については、項目立てとして報告書に盛り込む。

2.2 の事故情報の収集と再発防止対策への反映 と 2.3 の利用者等への情報提供・安全教育のあり方等 について主体が明確にされていないので今後詰めていくべき。

本検討会の検討結果はガイドラインである。報告書に収録される業界マニュアルについては、ガイドラインを踏まえ業界が自主的に策定したものであり、あくまで参考資料であるという位置付けを明確にしておくべき。